

一般社団法人京都府サッカー協会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人京都府サッカー協会（以下「協会」という）定款第10条の規定に基づき、協会の入会金及び会費について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、次の通りとする。

- (1) 正会員 5,000円
- (2) 賛助会員 1口 10,000円

(会費)

第3条 会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員 年額 5,000円
- (2) 賛助会員 年額 1口 10,000円

(会費の納入期日)

第4条 前2条の入会金及び会費（以下「会費」という）は、毎年4月30日までに、協会に納入しなければならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。